

【患者用Q&A】

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

Q1：すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A：いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2：なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A：みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3：どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A：例えば、“使用感”や“味”等、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4：流通の問題等により、後発医薬品の在庫がない場合「特別の料金」が発生しますか。

A：「特別の料金」を支払う必要はありません。